【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（引受業務に関する経験年数）

**第十七条の六**　法第五十九条の三第一号に規定する政令で定める期間は、三年とする。

２　次に掲げる者が外国において引受業務（法第五十九条第一項に規定する引受業務をいう。以下この条において同じ。）と同種類の業務を行つていた期間は、許可申請者が引受業務と同種類の業務を行つていた期間とみなして前項の期間を算定する。

一　許可申請者に合併された者

二　分割により許可申請者に引受業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を承継させた者

三　許可申請者に引受業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を譲渡した者

四　許可申請者の発行済株式又は出資の持分の全部を所有している者

五　前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（引受業務に関する経験年数）

**第十七条の六**　法第五十九条の三第一号に規定する政令で定める期間は、三年とする。

２　次に掲げる者が外国において引受業務（法第五十九条第一項に規定する引受業務をいう。以下この条において同じ。）と同種類の業務を行つていた期間は、許可申請者が引受業務と同種類の業務を行つていた期間とみなして前項の期間を算定する。

一　許可申請者に合併された者

二　分割により許可申請者に引受業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を承継させた者

三　許可申請者に引受業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を譲渡した者

四　許可申請者の発行済株式又は出資の持分の全部を所有している者

五　前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

（改正前）

（新設）